

平成30年第1回加須市議会定例会追加提出議案の概要

提出日 平成30年2月27日(火)

1 提出議案件数

条例関係

2 件

計 2 件

2 個別議案の概要

第44号議案 加須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(1) 趣 旨 介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等の権限が県から移譲されるため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めること。

(2) 内 容 ア 厚生労働省令を踏まえ、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を次のとおり定めること。

【基準等の概要】

区 分	主 な 内 容
事業者の指定に関する要件	・事業者は、法人とすること。
人員に関する基準	・事業所ごとに1人以上の指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員及び常勤の管理者を置かなければならないこと。
運営に関する基準	・サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすい説明を行うこと。 ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。 ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握に当たっては、利用者等との連絡を継続的に行之、定期的に居宅を訪問し、利用者に面接すること。 ・介護支援専門員は、利用者が居宅で日常生活を営むことが困難となった場合等には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。 ・介護支援専門員は、居宅サービス計画に一定の回数以上の訪問介護を位置付ける場合は、その妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、市に届け出なければならないこと。 ・事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めること。 ・事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないこと。 ・事業所の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用

	者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。 ・利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないこと。 (下線部は、市の独自基準)
--	--

イ 平成30年4月1日から施行すること。ただし、アの一部については、同年10月1日から施行すること。

ウ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

第45号議案 加須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 趣 旨 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）の一部改正に伴い、指定介護予防支援の事業に関する基準を改めるとともに、規定の整備をすること。

(2) 内 容 ア 指定介護予防支援の事業に関する基準を次のとおり改めること。

(ア) 指定介護予防支援事業者が事業の運営に当たって連携に努めなければならない事業者に、障害福祉制度における指定特定相談支援事業者を加えること。

(イ) 指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の提供を開始する際の内容及び手続の説明及び同意に関する基準に次の項目を加えること。

a あらかじめ、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行い、理解を得なければならないこととすること。

b あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が病院等に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えるよう求めなければならないこととすること。

(ウ) 指定介護予防支援の具体的取扱方針に関する基準に次の項目を加えること。

a サービス担当者会議には、利用者及びその家族の参加を基本とすること。

b 担当職員は、利用者の心身等の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医等に提供するものとすること。

c 担当職員は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めた場合において、介護予防サービス計画を作成したときは、当該計画を主治医等に交付しなければならないこととすること。

イ その他規定の整備をすること。

ウ 平成30年4月1日から施行すること。